

定期監査結果に対する

措置状況

(令和8年6月)

八代市監査委員

## 目 次

### 措置の内容

#### 【令和4年度実施分】

- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 生活援護課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

#### 【令和5年度実施分】

- ◆ 会計課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 【令和6年度実施分】

- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 国保ねんきん課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

#### 【令和7年度実施分】

- ◆ 市民活動政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◆ 環境施設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 観光振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 文化振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ◆ スポーツ振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ◆ ふるさと納税推進室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ◆ 土木課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ◆ 教育施設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ◆ 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

八市財経公第993号  
令和8年3月25日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            財産経営課  
監査対象年度        令和3年度  
監査実施期間        令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日

指摘事項	<p>⑤ 有価証券や出資による権利など土地・建物以外の公有財産について、財産台帳が整備されていなかった。</p> <p>八代市有財産取扱規則第18条第1項に「財産台帳は正副2部とし、財産経営課長がその正本を、公有財産の所属する課の課長がその副本を備えて公有財産の区分、種目に従い記録管理し、常に公有財産の状況及び異動の状況を明らかにしておかなければならない。」と規定されている。</p> <p>八代市有財産取扱規則に基づき、適正な財産台帳の記録管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>⑤ 指摘事項については以下のように改善しました。</p> <p>有価証券や出資による権利など土地・建物以外の公有財産について、各課から提出されております市有財産定期報告と財産台帳を確認し、公有財産の区分、種目に従い記録管理を最新のものに整備しました。</p> <p>今後も、八代市有財産取扱規則に基づき、適正な財産台帳の記録管理を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

## 定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

## 記

課 かい 名 生活援護課監査対象年度 令和3年度監査実施期間 令和5年1月11日 ～ 令和5年2月3日

指摘事項	<p>① 特別職非常勤職員である福祉事務所嘱託医に対する月額報酬が、7月、10月、1月、3月に3か月分ずつまとめて支払われていた。</p> <p>特別職非常勤職員の月額報酬の支払日は、八代市報酬及び費用弁償条例により、市長が別に支給日を定めた場合を除き、毎月25日と定められている。</p> <p>条例に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 特別職非常勤職員である福祉事務所嘱託医に対する月額報酬は、八代市報酬及び費用弁償条例に基づき毎月払いとしました。</p>
指摘事項	<p>② 生活困窮者自立相談支援事業業務委託において、委託料精算書により精算を行い、委託契約額を確定することとなっていたが、受託者から提出された事業収支精算書について、伝票や帳簿等による実績確認が行われていなかった。</p> <p>業務委託は、契約書及び仕様書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認の上、適正な委託料の支払いを行う必要がある。</p> <p>このことについては、令和2年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>今後は、契約内容が確実に履行されているか、実績報告書の精査等、完了確認を十分に行い、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 契約内容の履行については、月毎の実績報告書及び業務委託完了後に提出される実績報告書を精査し確認しています。また、受託者から提出された事業収支精算書の内容や金額に誤りがないか、帳簿等を基に確認しています。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            会計課  
監査対象年度        令和4年度  
監査実施期間        令和5年11月17日 ～ 令和5年12月14日

指摘事項	<p>(ア) 令和4年度予算で購入してある回転椅子の納品日が令和5年4月3日であった。</p> <p>地方自治法施行令第143条第1項第4号において、歳出の会計年度所属区分は「当該行為の履行があった日」となっており、納品の履行確認日によって支出の所属年度が決定されることから、令和4年度予算で購入するためには令和5年3月31日までの履行確認が可能か十分に確認を行う必要があった。</p> <p>地方自治法施行令及び「会計事務の手引き」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 令和5年度の指摘を受けて以降、直近の備品購入では、令和6年度に回転椅子を5回購入していますが、発注がすべて上半期だったこともあり、いずれも令和7年3月31日までに納品を確認しています。</p> <p>今後も、特に、年度後半に物品等購入の必要が生じた際には、年度内に納品が可能かを十分に確認して事務を執行するよう注意します。</p>

八市財経公第694号  
令和7年11月11日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            財産経営課  
監査対象年度        令和5年度  
監査実施期間        令和6年6月3日 ～ 令和6年7月1日

指摘事項	<p>(イ) 八代市庁舎内市民交流エリア条例第9条第2項において、「使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。」とあるが、ほとんどが利用当日の納付となっており、前納について利用者に周知が行われていなかった。</p> <p>条例の規定に基づき前納となるよう、利用者への周知に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>(イ) 庁舎内市民交流エリア使用料の支払いは、前納となることについて利用者に市ホームページや予約時の窓口・電話対応で周知するように改善しました。今後も、利用者への周知を実施してまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 令和5年度  
監査実施期間 令和6年11月20日 ～ 令和6年12月18日

指摘事項	<p>(ア) 市内の団体に対する事業補助金の実績報告書の審査をするために提出された証拠書類に不備があるものや、当該補助金の交付要領で規定する補助対象経費に該当してはいるものの、補助対象経費として認めることが適当でないと思われるものに対する支出が認められた。</p> <p>同要領において、実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定すると規定されている。補助対象事業が本来の目的に沿って実施されたかどうかを検証することが重要であり、審査の結果について、説明責任を果たすことができるような審査内容でなければならない。実績報告時に提出された証拠書類の確認、審査を丁寧に実施するほか、同要領で規定する補助対象経費の具体性を高めるための見直しなどを行い、補助金の使途の正当性、透明性の確保に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 本補助金については、八代市遺族連合会が行う英霊の顕彰や遺族の福祉増進に資する活動を支援しているところですが、補助対象経費の不明確さや、支出を証明する証拠書類（領収書等）の不備がありました。補助対象経費の具体性を高めるため、補助対象となる経費の明文化、部会活動費の内訳の定義、並びに実績報告時における領収書等の具備要件を定めるべく、本要領の一部を改正しました。今後も、適正な審査と団体への丁寧な指導を徹底し、補助金の使途の透明性と正当性の確保に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 国保ねんきん課

監査対象年度 令和5年度

監査実施期間 令和7年1月8日 ～ 令和7年1月31日

指摘事項	<p>(ウ) 八代市国民健康保険財政調整基金条例は平成17年8月1日の施行の日以降改正されておらず、平成30年度の国民健康保険の制度改革に対応したものとなっていない。 平成30年度の制度改革に沿うように、基金の処分についての条文を改正している市町村も見受けられる。 新制度に対応した内容となるよう条例改正を行うことを検討していただきたい。</p>
改善内容	<p>(ウ) 八代市国民健康保険財政調整基金条例につきましては、現行の国民健康保険制度に合うよう基金の処分に関する規定の一部改正を行いました。 今後は、制度改革の時期に合わせて、速やかに所要の改正を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            市民活動政策課  
監査対象年度        令和6年度  
監査実施期間        令和8年1月30日 ～ 令和8年2月27日

指摘事項	<p>鏡コミュニティセンターの施設の一部を使用している団体から徴収している電気使用料について、令和7年4月1日以後に納入の通知を發したものを令和6年度の歳入に受け入れてあった。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定により、随時の収入で、納入通知書を發するものは、当該通知書を發した日の属する年度の収入となることから、この収入は令和7年度に属するものとなる。</p> <p>収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「納入の通知書を發した日の属する年度の収入として収入事務を行っていない。」ことについては、地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定に基づき「当該通知書を發した日の属する年度の収入として収入事務を行う。」こととして、令和8年度の当該事務から適正な処理を行っております。</p>

令和8年4月16日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            環境施設課  
監査対象年度        令和6年度  
監査実施期間        令和7年5月29日 ～ 令和7年6月25日

指摘事項	<p>出納整理期間中の歳入事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <p>① 八代市斎場に設置されていた自動販売機の電気代の令和6年1月から3月までの使用分について、令和6年3月31日付けで調定し、令和6年4月15日付けで納入通知を送付してあったが、令和5年度の歳入として収入されていた。</p> <p>② 環境センターに設置されている自動販売機の設置料（貸付料）の令和7年3月分について、令和7年4月1日付けで設置者から通知があり、令和7年4月15日に納入されていたが、調定は令和7年3月31日付けで行われ、令和6年度の歳入とされていた。</p> <p>歳入の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第142条第1項第2号及び第3号で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の歳入とし、納入通知書を発出しないものは、領収した日の属する年度の歳入とすると定められている。</p> <p>歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
------	---

改善内容	<p>ご指摘のあった</p> <p>① 八代市斎場に設置されていた自動販売機の電気代については、3月分(4月支払い分)の電気使用量が確定してから実費徴取金を算出していたため、翌年度の4月に納入通知書の発行、送付を行っておりました。令和7年度からは、年度内に実費徴収額を算出し、調定の日と納入通知書を発する日の会計年度が同一となるように事務を行い、納入通知書を発する日の属する年度の歳入とするよう改めました。</p> <p>② 環境センターに設置されている自動販売機の設置料(貸付料)については、設置者の都合上、3月分の設置料の通知が4月以降に発行されます。したがって、3月分の設置料の調定及び歳入については翌年度の会計年度の所属とするように改めました。</p> <p>今後は、適正な会計年度所属区分について課内で研修を行うとともに、当該簿冊の表紙の裏面に取扱いを記載した注意事項を貼るなどの再発防止に努めます。</p>
------	---

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            観光振興課  
監査対象年度        令和6年度  
監査実施期間        令和8年1月8日 ～ 令和8年1月29日

指摘事項	<p>(ア) 遙拝八の字広場の自動販売機の電気料について、令和7年4月1日以後に納入の通知を発したものを令和6年度の歳入に受け入れてあった。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定により、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入となることから、この収入は令和7年度に属するものとなる。</p> <p>収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>令和7年度の遙拝八の字広場の自動販売機の電気料については、今回の指摘事項を踏まえ、令和7年度の額が確定する令和8年3月31日に納入通知を発出し、改善を図りました。</p> <p>今後も、収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務に取り組んでまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項</p>	<p>(イ) 観光振興課で行っている複数の実行委員会等の現金出納事務において、次のような不適正な事務処理が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関から現金を引き出す際に、別団体の口座から引き出しているもの</li> <li>・ 金融機関から現金を引き出す際に、同一団体内の別事業の口座から引き出しているもの</li> <li>・ 金融機関へ現金を預け入れる際に、別団体の口座へ預け入れているもの</li> </ul> <p>このような事務処理の誤りが発生する状態は、事故や不正が起こるリスクが高くなると考えられることから十分注意する必要がある。</p> <p>現金の入出時における通帳の取違えが発生しないよう対策を講じていただきたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改善内容</p>	<p>観光振興課で所管する複数の実行委員会等の現金出納事務については、現金の入出時における通帳の取違えを防止するため、公金等取扱マニュアルに「通帳を使用する際は、再度担当係長が入出金の事業を必ず確認して渡す。」との内容を追記し改正を行い、改善を図りました。</p> <p>今後も、複数の口座を取り扱う際には事前の確認作業を徹底し、事故や不正の発生リスクを排除した適正な事務処理に取り組んでまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

## 定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

## 記

課 かい 名            文化振興課

監査対象年度        令和6年度

監査実施期間        令和8年1月8日 ～ 令和8年1月29日

指摘事項	<p>(ア) 令和6年度に2件の寄附金（1,330,546円及び100,000円）の受入れが行われていたが、いずれも寄附の申込みの承認に係る決裁（専決）が行われていなかった。</p> <p>八代市事務決裁規程別表第1の3（4）の表第16号の規定により、1,330,546円の寄附の申込みの承認については市長決裁が、100,000円の寄附の申込みの承認については部長専決が必要であった。</p> <p>寄附の申込みがあった金額に応じ、その承認に係る決裁（専決）を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 指摘事項については、改善のために課内で研修を実施し、再発防止に努めています。</p> <p>今後は寄附の申込みがあった金額に応じ、その承認に係る決裁（専決）を行ってまいります。</p>
指摘事項	<p>(イ) 鏡文化センターに設置されている飲料水自動販売機の電気代について、令和7年4月16日に納入通知が発出されたものが令和6年度の歳入に受け入れてあった。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定により、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入となることから、この収入は令和7年度に属するものとなる。</p> <p>収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(イ) 指摘事項については、令和7年度から、地方自治法施行令第142条第1項第2号に基づき、収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行うように改善しました。</p>

指摘事項	<p>(ウ) 文化財保存事業費補助金について、補助対象事業の完了後に行われた実績報告の中に、収支決算書が添付されていないものや、収支決算書の「支出」の欄に収入額が記載されているものなど、実績報告として不備のあるものが見受けられた。</p> <p>必要な書類の提出や書類に記載された内容の訂正を求め、補助金が交付目的に沿って用いられたか確認を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ウ) 指摘事項について、不備があった内容の訂正を求め、補助金が交付目的に沿って用いられたか確認を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

## 定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

## 記

課 かい 名            スポーツ振興課

監査対象年度        令和6年度

監査実施期間        令和8年1月8日 ～ 令和8年1月29日

指摘事項	<p>(ア) 鏡体育館に設置している自動販売機の設置料及び電気代の収入について、令和7年4月1日以後に納入の通知を発したものを令和6年度の歳入に受け入れてあった。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定により、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入となることから、この収入は令和7年度に属するものとなる。</p> <p>収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 当該事務は、毎月末締めの手相手実績報告を確認後、納入通知書を発する事務で、相手方実績が属した年度による取り扱いを行ってしまったため、誤った処理が発生したものです。</p> <p>令和7年度については、令和8年2月使用分までを令和7年度の歳入とし、令和8年3月1日に納入通知書を発出しました。</p> <p>今後は、納入通知書発出日の属する年度により処理を行うように取り扱います。</p>
指摘事項	<p>(イ) 工期の延長が行われていた2件の工事について、工期変更に伴う変更契約の締結を行わず、当初の契約書において工期の訂正が行われていた。</p> <p>工期の延長を行うためには、工期変更の契約を別に締結する必要がある。</p> <p>適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(イ) 契約事務執行の不備によるものです。</p> <p>令和7年度実施工事において、工期延長の必要が生じた案件については、変更の意思決定を伺い、工期変更契約を締結いたしました。</p> <p>今後、適正な事務の執行に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            ふるさと納税推進室  
監査対象年度        令和6年度  
監査実施期間        令和8年1月8日 ～ 令和8年1月29日

指摘事項	<p>予算執行に当たって予算執行伺による内部意思の決定が必要とされるものについて、適正な時期に予算執行伺が起票されておらず、数か月後に日付を遡って予算執行伺の起票が行われていたものが複数見受けられた。</p> <p>また、契約締結伺による内部意思の決定がないまま契約書が取り交わされているものや、随意契約案件に関して契約検査課の合議が得られていないものが見受けられた。</p> <p>このほか、概算払により旅費の支給を受けた出張で、所定の期間内における精算が行われていなかったものが多く見受けられた。</p> <p>適正な時期に必要な事務処理が確実に行われる体制の確立を図っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のありました予算執行伺の起票の時期については、予算の執行についての内部意思を決定する時に起票するように改善しました。</p> <p>また、契約については、決裁伺により内部の意思決定を行い、決裁を受けた後に契約書を取り交わすように改善し、契約検査課の合議が必要な案件については、課内で周知徹底を行い合議もれがないよう改善しました。</p> <p>最後に、概算払により支払われた旅費の精算は、出張命令時に精算期限を室内で周知し、精算状況についても定期的に確認を行い、八代市会計規則に基づき7日以内に行うよう改善しました。</p>

八市土第85号  
令和8年4月15日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            土木課  
監査対象年度        令和6年度  
監査実施期間        令和7年10月23日 ～ 令和7年11月20日

指摘事項	<p>令和5年度末に実施した修繕について、予算執行伺を起票する前に口頭で発注を行い、後日予算執行伺を起票しようとしたが、修繕料の予算が不足することが判明したため、令和6年度予算で支払が行われていた。</p> <p>地方自治法施行令第143条第1項第4号において、歳出の会計年度所属区分は「当該行為の履行があった日」となっており、この案件では、令和6年3月5日に完了確認が行われているため、予算の流用等を行い、令和5年度予算で支払うべきであった。</p> <p>地方自治法施行令及び「会計事務の手引」に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>予算執行伺未済の発注予定分も含めて、係員全員が相互に予算残や予算執行予定額を把握できるよう、予算執行予定表を共有フォルダに作成し、各自が計画している修繕を随時入力していくことで、予算残額を把握することとしました。また、予算執行伺等の適正な事務処理を行ってから発注を行うことを徹底します。</p> <p>今後は、予算が不足することが判明した場合には、適切に予算流用を行うとともに、予算の不足が生じないように、予算執行予定表を活用し、年度末の予算残が少額になる時期についても、各自が予算残を把握した上で修繕等の計画を行うようにします。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 教育施設課  
監査対象年度 令和6年度  
監査実施期間 令和7年11月26日 ～ 令和7年12月23日

指摘事項	<p>小学校のトイレ洋式化設備工事について、同じ小学校において「Ⅰ期」、「Ⅱ期」、「Ⅲ期」と3件に分けられた工事が同一の工期で施工されていた。</p> <p>それらの工事は、学校が希望する期間内に施工する必要があったことなどを理由としてそれぞれ少額随意契約案件として発注されていたが、1件の工事として競争入札を実施することができていたのであれば、随意契約による場合と比較して競争性、公平性、透明性を高めることができたと思われる。</p> <p>競争入札による発注が原則であることを踏まえ、疑義を招くことのないよう今後の発注業務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>今回の指摘を真摯に受け止め、課内にて発注業務の改善を周知しました。</p> <p>今後は、競争入札の原則を徹底し、同一校かつ同時期の工事は一括発注とします。</p> <p>また、早期の設計・積算による計画的な執行管理を行い、発注の競争性、公平性、および透明性の確保に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課  
監査対象年度 令和6年度  
監査実施期間 令和8年1月30日 ～ 令和8年2月27日

指摘事項	<p>八代市公民館に設置されている複数のコインタイマー式冷暖房について、金融機関で大量の硬貨を入金すると硬貨取扱手数料が必要になるとの理由から、コインタイマー機からの冷暖房使用料の回収金額を調整し金融機関への入金が行われていた。その結果、コインタイマー機に未回収の硬貨が残り続け、令和6年度の歳入に受け入れるべき冷暖房使用料の額が把握できない状態となっていた。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第3号に、随時の収入で納入通知書を発しないものは、領収した日の属する年度の歳入となると規定されており、令和6年度に使用されたコインタイマー機内の硬貨（冷暖房使用料）は、全額を回収し、令和6年度の歳入に受け入れるべきであった。</p> <p>収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>令和6年度に使用されたコインタイマー機内の硬貨（冷暖房使用料）は、全額を回収し、令和6年度の歳入に受け入れるべきであったことについては、地方自治法施行令第142条第1項第3号に基づき、令和7年度から、収入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行うように改善しました。</p>